

マイナ保険証のご利用について

当院ではオンライン資格確認を導入しており、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますので、ぜひご活用下さい。なお、以下のようにマイナポータル上で事前に登録していただくことが必要ですのでご留意ください。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての診察検察等でも、薬歴情報等の既往情報を活用し、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な診断が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等関係者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



現段階適用認定等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

